

# 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：保険局総務課、保険課、国民健康保険課、総務課高齢者医療企画室、総務課保険システム高度化推進室

評価実施時期：平成20年8月

<p>施策名</p>	<p>適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p> <p>(I-I0-1)</p>	<p>政策体系上の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 I0 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとする。</p>	
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性))</p> <p>医療保険財政は急速な高齢化等により大変厳しい状況が続いている。今後一層の高齢化が進む中、ますます厳しさを増すことが予想される。</p> <p>こうした大きな変化の中で、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものにするためには、医療の質の確保を図りつつ、制度全般にわたる改革を行っていく必要がある。このような認識の下、平成15年3月28日に閣議決定された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項に基づく基本方針」に基づき、医療保険制度の関する改革を行うこととし、平成17年の「医療制度改革大綱」の内容に沿って、平成18年には「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第83号)が成立し、平成20年において本格的に施行されたところである。</p> <p>平成20年4月から施行された長寿医療制度については、制度の円滑な実施に向け、地域の高齢者をはじめ国民の皆様にもきめ細かな広報を行う等、制度の定着に向けた取組を引き続き実施する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村国保においては、高齢化に伴い、【指標4】のとおり被保険者の増加がみられる。保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態となっている。</li> <li>このような中、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行うことを基本的な方向とした制度改正を行っている。</li> <li>市町村国保については、保険財政の安定化と市町村国保間の保険料平準化を促進する観点から、都道府県単位での保険運営を推進することとし、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を実施している。市町村国保及び国保組合の保険者数については、【指標2】のとおり、近年の市町村合併によるところが大きいものの、大幅に減少している。</li> <li>また、1人あたり給付費については、健保組合では漸減しているが、これは制度改正に伴うものであり、保険料額も給付費額の動向に見合った変動をしているものと考えられる。他方、高齢者の加入割合が高い国保では、高齢化の進展に伴い、医療給付費の増加が見られる。</li> <li>さらに、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成18年の制度改革によって、若い人と高齢者の負担のルール(現役世代からの支援金が給付費の4割、75歳以上の高齢者が1割、残りの5割が公費)を明確にし、高齢者の医療費を国民皆で支える仕組みとして、平成20年4月から長寿医療制度が施行されたところである。</li> </ul> <p>(効率性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健保組合の保険料の徴収率については、厳しい経済情勢の下でも、高い値を維持しており、適切な納付の督促等が実施されていると評価できる。なお、医療費通知実施保険者数が漸減傾向にあるのは、健保組合数の減少に伴うものと考えられる。</li> <li>市町村国保については、保険料(税)収納率は平成17年度においては10年ぶりに上昇に転じ、平成18年度においても上昇傾向は続く見込み(速報値で91.46%)であるが、依然低水準で推移しており、厳しい財政運営が迫られる状態が続いている。なお、医療費通知実施市町村が漸減傾向にあるのは、市町村合併による市町村国保保険者数の減少に伴うものと考えられる。</li> <li>平成20年4月から段階的にオンライン請求を導入し、平成23年4月からは原則として全てのレセプトがオンライン化を達成できることを目指しているが、平成19年度においては、レセプトのオンライン化率が8.8%と着実に導入が開始されている。</li> </ul> <p>(総合的な評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、保険者の規模の適正化や財政の安定を確保するとともに、保険料が地域の医療の水準に見合ったものとなるよう、都道府県を軸として再編・統合を行う取組を実施する必要がある。</li> <li>今後も、負担と給付の均衡を図り、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療保険制度を構築するため、平成20年4月からの実施を目指した保険者を中心とした生活習慣病対策、平成20年度を初年度とする5か年計画である全国医療費適正化計画の策定、療養病床の再編成といった医療費の適正化対策を総合的に推進していく必要がある。</li> </ul> <p>これからも国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、短期的な医療費適正化対策に加え、国民・患者の視点に立って、生活習慣病対策、良質かつ効率的な医療提供体制の確立に努める中で、中長期を見据えた医療費適正化を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月から施行された長寿医療制度の円滑な実施のために、同年6月の政府・与党決定も踏まえ、低所得者へのなお一層の軽減措置や保険料の口座振替の対象者拡大などを実施して、制度の円滑な運営を図るとともに、地域の高齢者をはじめ国民にも、制度の目的などを理解してもらうよう、各市町村等とも連携しつつ、小学校区ごとにきめ細かな相談や説明会を開催するなど、長寿医療制度について丁寧な広報を行い、制度の定着に向けて努力する。</li> </ul>	

(評価結果の分類)

i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由)
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の施策目標により、持続可能な医療保険制度の構築を進めることが可能と考えるため。</li> <li>また、とりわけ長寿医療制度については、本年6月の政府・与党決定を踏まえ、低所得者へのさらなる保険料の軽減対策を着実に実施するとともに、市町村と連携しつつ、小学校区ごとに相談や説明会を開催するなど、きめ細かい広報を引き続き実施する必要があるため。</li> </ul>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保険者数(健保組合)(単位:保険者) (-)	1,622 【-】	1,584 【-】	1,561 【-】	1,541 【-】	1,518 【-】
2	保険者数(市町村国保・国保組合) (単位:保険者) (-)	3,310 【-】	2,697 【-】	2,001 【-】	1,983 【-】	1,969 【-】
3	加入者数(健保組合)(単位:人) (-)	30,143,659 【-】	29,989,650 【-】	30,118,846 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】
4	加入者数(市町村国保・国保組合) (単位:人) (-)	51,235,980 【-】	51,578,554 【-】	51,627,351 【-】	集計中 【-】	集計中 【-】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、保険局保険課調べによる。 ・指標2は、保険局調査課調べによる。 ・指標3は、保険局調査課調べによるが、平成18年度及び19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyouenpou">http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyouenpou</a> ・指標4は、「平成17年度国民健康保険事業年報」によるが、平成18年度及び平成19年度の数値は集計中であり、平成18年度については平成20年8月に、平成19年度については平成21年8月に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyouenpou">http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/k-hoken.html#zigyouenpou</a>						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	高齢者医療や障害者自立支援については、お年寄りや障害者の立場に立ったきめ細かな対応を行ってまいります。
	経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、後発医薬品の使用促進、検査等の適正化、不正・不適切な保険請求の是正、医療のIT化(レセプト・オンライン化等)の推進、社会保障カード(仮称)の導入、公立病院改革等を行う。 ・長寿医療制度について、その創設の趣旨を踏まえつつ、低所得者の負担軽減など政府・与党協議会の決定に沿って、対策を講ずる。

## 平成20年度実績評価書要旨

担当部局名：  
 医薬食品局食品安全部企画情報課  
 企画情報課国際食品室  
 企画情報課検疫所業務管理室  
 基準審査課  
 基準審査課新開発食品保健対策室  
 監視安全課  
 監視安全課輸入食品安全対策室

評価実施時期：平成20年8月

<b>施策名</b>	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること  <div style="text-align: right;">(Ⅱ-1-1)</div>	<b>政策体系上の位置付け</b> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標1 食品等の安全性を確保すること
<b>施策の概要</b>	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性))          製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。          また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、食品による薬物中毒事案が発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。          こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関としての立場が明確化され、食の安全への新たな取組みが始まっていることを踏まえ、厚生労働省としては、引き続きリスク管理機関として、関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。</p> <p>(有効性)          自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を国民の健康の保護を図る上で効果的に実施している。          ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。          また、健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間(平成14年から18年)の報告数の平均は76.2件であるが、平成19年には30件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。          平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者の三者間の意見交換会について計画を立て、全国で定期的に行っている。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。</p> <p>(効率性の観点)          自治体の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を効率的に実施している。          農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。          健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効率的な報告が行われている。          意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広に行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。</p>	

(総合的な評価)

大規模食中毒については、過去5年間(平成14年から18年)の平均件数は3.2件であるが、平成19年には5件発生している。これは、ノロウイルスによる食中毒が増加したこと等が原因と考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。なお、今般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」(平成16年2月27日付け食安発第0227012号)について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正したところである。

モニタリング計画に基づくモニタリング検査の達成率については、平成14年度から100%を超えており、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査の強化及び輸入者に対する適切な指導を実施し、食品の安全性を確保していると評価できる。

なお、平成20年5月23日に総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けたことを踏まえ、市場動向の変化等を考慮の上、モニタリング検査についてきめの細かい対応が可能となるよう、一層の輸入食品の安全性確保に取り組むこととする。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行されたが、平成19年度には29農薬等の基準見直しを図ったところであり、着実に制度の整備・運用が行われていると評価できる。今後とも、制度に関してより一層の周知徹底を図るとともに、効率的な試験法整備や残留基準の設定を継続的に進める必要がある。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

(評価結果の分類)

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
  - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
  - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
  - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

施策目標に係る指標については、目標を達成しているものについては、着実な制度の整備・運用が見られており、目標を達成できなかったものについても、その原因の分析が的確になされているため。

また、施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討することについては、先般発生した食品による薬物中毒事案を踏まえ、食品危害情報を広く収集、解析、管理する必要があるため。

更に、定員要求については、年度ごとに定める輸入食品のモニタリング検査計画について、最新のデータに基づく見直しを行うとともに、適切な実施体制を確保する必要があることから、検疫所における食品衛生監視員の大幅な増員が必要となるため。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	2 【158.3%】	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】
2	モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	104 【104.0%】	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】
3	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のすべて/-)	-	-	-	7 【-%】	29 【-%】
4	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	89 【-%】	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【160.6%】
5	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度) (調査名・資料出所、備考)	-	-	-	-	-

・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。  
【参考】厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html>

・指標2は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。  
【参考】厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

※「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。

・指標3は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。

・指標4は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。  
【参考】厚生労働省ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html>

・指標5は、食育推進基本計画が平成18年3月31日に決定されたことを踏まえ、平成21年度頃に内閣府食育推進室が調査を行う予定である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
			なし。



## 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

施策名	安全で質が高く災害に強い水道を確保すること  (Ⅱ-2-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標2-1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること
施策の概要	現在及び将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化を図る。また、国民の安心が得られる安全性の確保、さらには地域差のある快適性の向上に向けた施策を展開する。さらに、地震、濁水等の災害発生時、テロ等の事態においても、断減水による国民生活・社会経済活動への影響を未然に防止あるいは軽減するため、水道施設の耐震化や濁水対策を推進する。	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性))                  我が国の水道は今日では大部分の国民が利用できるまでに普及しているものの、水道未普及地域の解消、水道管理の徹底、地震等の災害対策、水道施設の計画的な更新、運営基盤の強化等に向けた取組が必要とされている。将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう、平成16年6月に「水道ビジョン」を作成し、水道関係者の共通の目標となる水道の将来像とそれを実現させるための施策、行程を示すとともに、各水道事業者等に対しては、自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等を示す「地域水道ビジョン」の作成を推奨している。</p> <p>また、平成18年度末現在、水道事業者等の総数は9,304に上るが、小規模水道事業者においては基幹施設の耐震化、安全な水道水を供給するための技術者の確保及び経営基盤強化等が困難となる場合が多いため、統合、広域化を推進することが求められている。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度は96.9%であったのが、平成18年度は97.3%となっている。一方、水道未普及地域においては、井戸利用により生活用水を得ている場合が多いが、水質基準を超過している井戸も多数存在し、そのような地域において特に水道の普及が急がれる。</p> <p>基幹施設や基幹管路の耐震化は十分には進んでいない状況であり、地震が発生した場合に被害発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、水道事業者等の耐震化事業を計画的に実施していく必要がある。また、濁水対策として地域の実情に応じた水資源確保等の推進を図る必要がある。</p> <p><b>【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ</b>                  水道ビジョンについて  <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/vision2.html">:http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/vision2/vision2.html</a>                  地域水道ビジョンについて  <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">:http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a></p> <p>(有効性)                  地域水道ビジョン策定状況は平成19年度では51%と向上している。策定されている地域を給水人口ベースで集計すると、平成18年度の52,078千人に対して平成19年度は60,019千人となり、水道の運営基盤の強化は毎年着実に進んでいる。また、広域水道受水人口(※)は、平成15年度の80,064千人に対して平成18年度は81,700千人となり、水道事業の統合による広域化が着実に進んでいる。</p> <p>水道未普及人口は着実に減少しており、水道普及率も平成15年度96.9%であったのが、平成18年度は97.3%であり、国庫補助事業による簡易水道の整備等により、未普及地域における水道の整備が有効に行われている。</p> <p>水質基準適合率は99.9%以上という高い水準を維持しており、また、直結給水実施総戸数は、平成15年度の1,131千戸に対して平成18年度は1,716千戸となり、直結給水実施総戸が毎年度増加し、施策が着実かつ有効に進んでいる。</p> <p>地震に強いダクタイル鋳鉄管の布設延長割合は毎年着実に増加し、かつ、強度が低い石綿セメント管の布設延長割合は減少している。また、基幹管路の耐震化率は、平成17年度に10.8%に対して平成18年度は11.9%となり、地震に対する十分な備えができていない状況にあるが、着実に増加している。被害の影響範囲の縮小、早期復旧や応急給水の充実のため基幹管路が耐震化されていることが重要であることから、国庫補助等の施策は災害対応力の強化に有効である。</p> <p>また、濁水時においても国民の生活を守ることができるよう安定的な水道水源の確保のための事業に対する国庫補助等の施策により、水道水源開発を推進することによって、濁水による断減水影響人口の減少を図っている。</p> <p>※広域水道受水人口＝広域水道事業(企業団等地方自治体が共同で行っている水道事業及び県営水道事業)の給水人口＋水道用水供給事業(水道事業者に対して水道用水を卸売りする事業)から受水している水道事業(広域水道事業は除く)の給水人口</p>	

(効率性)

簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費に係る国庫補助事業については、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に簡易水道再編推進事業及び水道広域化施設整備費として新規国庫補助採択を行った40件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

水道未普及地域解消事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道未普及地域解消事業費として新規国庫補助採択を行った70件の費用便益比は、事業の実施により未普及地域の人々が各自水源を確保するのに必要な支出を回避できる費用を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため、未普及地域における水道施設の整備が効率的に行われているといえる。

高度浄水施設等整備に係る国庫補助事業については平成11年度新規採択分より費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に高度浄水処理施設の新規国庫補助採択を行った18件の費用便益比は、導入により需要者が浄水器等の代替手段の支出を回避できる費用を高度浄水処理事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があり、高度浄水処理の導入による安全で質の高い水道の確保が効率的に行われているといえる。

水道管路近代化推進事業に係る国庫補助事業については、平成11年度新規採択分より、費用対効果について確認した上で補助採択しているところである。平成18年度に水道管路近代化推進事業費として新規国庫補助採択を行った22件の事業の費用便益比は、事業が実施されない場合の減断水被害額等を事業費で除したものを等を用いて算出し、いずれも1以上であるため投資効率性があるといえる。

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

(総合的な評価)

各水道事業者の現状と将来見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像の実現に向けた方策等が示されている地域水道ビジョンの策定は、水道の運営基盤の強化に対しても効果があり、その数は毎年着実に増加している。

また、広域水道受水人口の増加や市町村合併による水道事業の統合が進んでいることから、広域化の推進による経営基盤の強化が進んでいると評価できる。従来の事業統合による広域化に加えて、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化による新たな概念の広域化を推進していく必要がある。

水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めていく必要がある。

高度浄水施設整備等についての国庫補助や水道事業者等への立入検査等が相まって、安全で質の高い水道水の供給に効果があったと評価できる。また、高度浄水施設等整備にかかる国庫補助事業については、個別の事業の新規採択の際に費用対効果分析(参考参照)を行っており、効率的な運用が行われているものと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進して実績目標の達成を目指し、安全で質の高い水道水の供給の確保に努めることが必要である。

直結給水実施総戸数についても年々増加しており、直結給水の実施が毎年着実に進んでいると評価できる。水道施設の耐震化の状況は十分といえる状況ではなく、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤施設整備の推進が重要。施策により管路の耐震化が着実に進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。

漏水対策については、漏水時においても国民の生活を守ることができるよう、安定的な水道水源を確保するために、地域の実情や特性を踏まえ、今後とも水道水源開発等の対策を着実に進めることが必要である。

【参考】厚生労働省健康局水道課ホームページ

水道事業の費用対効果分析マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/dl/070730-1.pdf>

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
  - (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
  - (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
  - (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

これまで示した通り、いずれの指標についても前年度比で、また、近年継続的に向上していることから、安全で質が高く災害に強い水道の確保に効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、目標の達成を目指し、安全で質が高く災害に強い水道を確保することに努めていく必要がある。



【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

なお、指標7は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。

	H15	H16	H17	H18	H19
1 地域水道ビジョン策定状況(%) (前年度以上/毎年度)	—	—	30	44 【146.6%】	51 【115.9%】
2 新広域化率(%) (前年度以上/毎年度)	(68.4)	(68.6) 【100.3%】	(68.8) 【100.3%】	(69.1) 【100.4%】	集計中
3 水道普及率(%) (前年度以上/毎年度)	96.9	97.1 【100.2%】	97.2 【100.1%】	97.3 【100.1%】	集計中
4 水質基準適合率(%) (100%/毎年度)	100.0 【100%】	99.9 【99.9%】	99.9 【99.9%】	100.0 【100.0%】	集計中
5 直結給水実施総戸数(千戸) (前年度以上/毎年度)	1,131	1,303 【115.2%】	1,460 【112.0%】	1,716 【117.5%】	集計中
6 基幹施設の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※	(浄水施設) (19.9)	(浄水施設) (18.6)	(浄水施設) 12.4	(浄水施設) 13.0	集計中
	(配水池) (26.3)	(配水池) (27.6)	(配水池) 20.1	(配水池) 23.0	集計中
基幹管路の耐震化率(%) (100%/平成25年度)※	(13.5)	(13.8)	10.8	11.9	集計中
7 濁水による水道の断減水影響人口 (千人)(前年度以下/毎年度)	474	130 【172.6%】	3,015 【0.0%】	9 【199.7%】	集計中

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1は、健康局水道課調べ。全国の水道給水人口に対し地域水道ビジョン策定済み上水道事業者から給水を受ける人口の割合。
- ・指標2～6は、「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計。平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年7月に公表予定。
- ・指標2は、水道の広域化・統合を推進する観点より、指標の定義の見直しを検討中。
- ・指標5は3階建て以上の建築物における直結給水実施総戸数。
- ・指標6は平成17年度に耐震化の定義が厳格化されたため平成16年度以前に比べ値が低下している。  
 ※平成17年度より耐震化の定義を厳格化している(基幹施設の耐震性に対しては、水道施設耐震工法指針で定めるレベル2、ランクAの耐震基準を満たすものとし、基幹管路の耐震性に対しては、導・送・配水管における耐震型継手を有するダクタイル鋳鉄管、鋼管及び水道配水用ポリエチレン管(高密度)を耐震管と定めた)。
- ・指標7は、「日本の水資源」(国土交通省土地・水資源局水資源部)による。平成19年度の数値は国土交通省により現在集計中。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)



## 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：医薬食品局監視指導・麻薬対策課

施策名	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること  (II-3-1)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
施策の概要	麻薬・覚せい剤等の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 我が国の薬物情勢は、検挙人員の大多数を占める覚せい剤事犯については、押収量は減少傾向にあったが平成19年においては増加し、検挙人員についても増減を繰り返している。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯については、平成19年において押収量が前年より増加しているが、検挙人員については減少しているものの、検挙人員の約9割が初犯で、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、依然として深刻であり予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、既に取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。 また、薬物乱用防止啓発活動についても引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実施していく必要がある。</p> <p>なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。)が平成19年4月に施行され、指定薬物として指定することにより製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締りが担保されたところであり、取組を進めている。</p> <p>(有効性) 薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新5か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することによる、総合的な取締対策を推進している。 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人員については各年において数値にバラツキは見られるものの、一定の水準で推移している。主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際の大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果は上げていると評価できる。</p> <p>(効率性) また、取締事業においては、麻薬等についてインターネット上で販売広告を行う事犯、イラン人密売組織等を多数検挙し、また大麻やMDMA等合成麻薬については若年層を中心に重点的な取締りを行う等、効果的な取締を行っている。</p>	

(総合的な評価)

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより啓発活動や取締体制の充実強化を進める必要がある。

なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、改正薬事法に基づき、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止し、買上調査に基づく立入検査やインターネット上での販売広告の監視を行うとともに、パンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っているが、より実効あるものとするため、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締を強化する必要がある。

(評価結果の分類)

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

<ul style="list-style-type: none"> <li>i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</li> <li>ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討</li> <li>(ロ) 見直しを行わず引き続き実施</li> <li>(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討</li> </ul> </li> <li>iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</li> </ul>
<p>(理由)</p> <p>薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。</p> <p>最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

<p>施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)</p>						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人) (-)	17,555 【-%】	15,412 【-%】	16,231 【-%】	14,882 【-%】	15,175 (速報値) 【-%】
2	主な薬物の押収量(単位:kg) (-)					
	・覚せい剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	881.3 【-%】	970.1 【-%】	886.2 【-%】	332.6 【-%】	560.6 (速報値) 【-%】
<p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。</p>						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	「薬物乱用防止新5か年戦略」	平成15年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。</li> <li>・薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化しているとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。</li> <li>・「薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員のパ遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。</li> </ul>
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」	平成15年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物乱用防止教室の開催及び地域や家庭における啓発活動の推進等により、児童・生徒を始めとする青少年に対する薬物乱用防止教育を充実するとともに、各種啓発活動の全国展開等薬物乱用の根絶等を訴える広報啓発活動を効果的に推進する。</li> <li>・「国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。</li> </ul>
	薬物密輸入阻止のための緊急水際対策	平成15年7月	「薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって水際対策を重点的に行う」との方針に基づき、捜査体制を強化して密輸事犯の情報収集・分析能力の向上を図るとともに、警察・税関等関係機関との連携を強化し合同取締り等を実施している。

